

# 選択能力・行為遂行能力・厚生への機会の平等

——「合理的能力に基づく選択責任の構想」に対する考察——

阿部 崇史

## Ⅰ. はじめに

本稿では、井上彰著『正義・平等・責任』（以下、本書と呼ぶ）の第5章において提示される、「合理的能力に基づく選択責任の両立論的構想」を検討する。具体的には、以下の三つの主張を行う。まず、第一の主張として、合理的能力に基づく選択責任の構想は、諸々の選択と併存する選択能力の瑕疵が選択責任を軽減すると論じることで、以下の二つのメリットを有している。それは一つ目に、選択責任を重視する分配の構想が過酷な責任追及を求めてしまうとする、過酷性批判を回避することができる。二つ目に、選択能力の瑕疵がある場合にも選択責任を完全に否定することはなく、保有される合理的な選択能力の程度に応じて選択責任を課すモデルを提示できる。次に第二の主張として、この合理的能力に基づく選択責任の構想はしかし、それが代替することを狙う運の平等主義と比べると、選択責任の構想としての射程が狭い。すなわちこの構想は、選択肢を吟味して選択を行う過程に関する能力に着目するため、選択の対象となる行為そのものを遂行する能力における瑕疵という問題を捉えることができない。そのため、行為遂行能力に関する議論によって補完される必要がある。最後に第三の主張として、合理的能力に基づく選択責任の構想からは、本書がしばしば有力な分配の構想として提示する「厚生への機会の平等」の立場を、一部しか支持することができない。したがって本書の選択責任の構想は、厚生への機会の平等とは異なる

分配の構想にコミットする必要がある。以下本稿では、以上のような三つの主張を、それぞれ一つの節を割いて展開する。

## Ⅱ. 合理的能力に基づく選択責任の構想の魅力

### Ⅱ.1. 合理的能力に基づく選択責任の構想の理論的特徴

まずは、本稿が検討する「合理的能力に基づく選択責任の両立論的構想」の内容を確認しておこう。この構想はまず、「両立論的な意味で責任ある行為を遂行するための最低限の要件」として、選択肢を吟味して選択を行うための合理的能力を措定する（井上[2017: 184]）。その上で、そのような合理的能力が備わっている程度に比例して、行為者の選択責任を規定する（井上[2017: 189-194]）。責任を問うために必要となるこの合理的な選択能力は、次の三つの要素によって構成されている（井上[2017: 184-186]）。それは第一に、「選択を通じて得られるものに関する適理的な信念を形成する能力」、すなわち、自らに開かれた選択肢とそれがもたらす帰結とを、市場におけるリスクなどの人間社会の一般的事実を踏まえて、認識および評価する能力である。次に第二に、「その信念に照らして、欲求をコントロールする能力」、すなわち、適理的になされた選択肢の評価に応じて、欲求や選好を形成およびコントロールする能力である。最後に第三に、「その信念と欲求の適

正な組み合わせに根ざした熟慮を通じて選択を実行する能力」、すなわち、選択肢とその帰結に対する評価、およびそれを踏まえて形成された欲求や選好に基づき、実際に行う選択を熟慮する能力である。これらはしたがって、選択肢を吟味して決定を行う際の一連の思考過程に関わる、合理的な選択能力を意味している。

このように合理的な選択能力に基づいて選択責任を定義するスキームには、一つの大きな理論的特徴が存在する。それは、選択責任を減少させる要素と選択そのものが併存することを前提とした上で、両者が併存するそのあり方をモデル化していることである。このことの意義を考えるためには、この選択責任の構想が代替することを狙う、運の平等主義の議論と比較することが重要である<sup>(1)</sup>。運の平等主義はまず、選択あるいは選択的運と、行為者のコントロールが及ばない運あるいは自然的運とを区別する。その上で、選択の影響に対しては人々の選択責任を認めつつ、不運あるいは自然的不運の影響には選択責任を問えないとする。それにより、自然的不運の影響で不利益を被っている場合、その影響を緩和しようとする立場をとる。この運の平等主義にとって大きな課題となっているのが、選択が確かに行われているがしかし責任を緩和すべき不運も同時に存在するケースを、選択責任の観点からどのように取り扱うかという問題である。この課題は、選択責任を重視しつつしかし過剰な選択責任の追及を回避するためには、必ず応答すべきものであると言える。この課題に対する応答として、運の平等主義は次の三つの戦略で主に応答してきた<sup>(2)</sup>。第一に、あくまで選択的運と自然的運とはどちらかのみが帰結に影響しているという二分法にこだわりつつ、後者の領域を広げるように区分をしていくものがある。第二に、選択（ないし選択的運）と自然的運とは双方が帰結に影響を与えているという前提にたった上で、選択と併存する

自然的運の影響に着目して選択責任を緩和しようとする立場がある。第三に、自然的運だけではなく選択的運に関しても一定程度の責任の緩和を認める立場がある。以上のような運の平等主義の議論の流れを念頭におけば、本書の合理的な能力に基づく選択責任の構想は、このうちの第二の戦略の流れを汲みつつ、それをさらに発展させた議論であると言える。すなわち合理的な能力に基づく選択責任の構想は、選択と併存しつつ選択責任を緩和させる要素として、自然的不運の代わりに合理的な選択能力の瑕疵を据える。具体的なケースにおいて何が自然的不運として特定されるかが曖昧であることを踏まえれば、合理的な選択能力の瑕疵に着目する本書の議論は、選択責任を軽減する要素をより明確に特定する優れたアプローチである。

## II.2. 合理的な能力に基づく選択責任の構想の強み

以上のような理論的な特徴により、合理的な能力に基づく選択責任の構想は二つのメリットを有している。それは第一に、選択責任を重視しながらも、過酷な選択責任の追及を回避することができる。そして第二に、合理的な選択能力に瑕疵があり、選択責任を減少すべき事例においても、合理的な能力の保有の程度によって割合的な選択責任の認定を行うことが可能となる。まず第一のメリットから見ていこう。選択責任を重視する運の平等主義の立場には、過酷性批判という必ず応答すべき強力な批判が投げかけられてきた。この過酷性批判とは、選択の帰結として大きな不利益を被った人がいた場合、運の平等主義はその不利益を放置せざるを得ないという批判である（Anderson [1999: 295-302]）。例えばリスクの高い工事現場で働くことを選択して事故にあった人は、その工事現場で働くことを選択した結果として事故にあったとされる。この時、選択の帰結を負担すべきとする運の平等主義は、事故にあった労働者にその不利益を

負担させることになると、過酷性批判は論じる。しかし、本書の合理的能力に基づく選択責任の構想によれば、リスクの高い工事現場で働くという選択と、選択責任を減じる合理的選択能力の瑕疵は併存しうる。したがって、選択が介在していることだけをもって、過酷性批判が想定する過酷な選択責任の追及を行うことはない。そうではなく、リスクの高い工事現場で働くという選択が行われても、例えばその工事現場における事故のリスクを正確に把握することができない状況があったという合理的選択能力の瑕疵を指摘することで、選択責任を減じることができるのである。

次に第二のメリットについてみてみよう。合理的能力に基づく選択責任の構想は、合理的な選択能力に何らかの瑕疵があった場合にも、選択責任を完全に否定することはない。仮に合理的な選択能力における少しいの瑕疵が選択責任を完全に否定するのであれば、人間の合理的能力は常に限界を有していると想定されることから、人々の選択に対して責任を問うことはおおよそできなくなってしまう。しかし、本書が提示する合理的能力に基づく選択責任の構想は、合理的能力の保有が認められる程度に比例して選択責任を認めることで、人々に課すべき選択責任の程度を積極的に規定することを可能にする。これは、選択責任を無に帰することなしに、状況に応じて適切な選択責任を割り当てることを可能とする、優れた方策であると言える。

### III. 合理的な選択能力と行為遂行能力

以上のような大きな魅力を持つ合理的能力に基づく選択責任の構想に対してはしかし、それが代替することを狙う運の平等主義に基づく選択責任の構想と比較した場合、選択責任を軽減する要素を狭く捉えているということを指摘することができる。なぜならば、選択肢を吟味して選択を行う一連の過程に着目するこの選択責

任の構想は、行為遂行能力、すなわち、選択の対象となる行為そのものを遂行する能力における瑕疵を、捉えることができないからである。

このことを説明するために、以下のようなケースを考えてみよう。今、Aが職業を選択しようとしている。Aは合理的に選択を行う能力、すなわち、自らに開かれた選択肢の帰結を適理的に評価する能力や、その評価に基づいて選好を形成する能力などを、十分に備えていたとする。しかしAは、生来の手足の障害により、十分な支援がなければ、社会における多くの職業を遂行することができない。それ故に、Aにとって実行可能な選択肢の中からどの職業を選択しても、Aは低賃金労働に陥ってしまう。このケースにおいて運の平等主義の立場は、以下のような議論を展開できる。現在実行可能な選択肢からの職業選択によってAが低賃金労働に陥ることは、生来の障害という不運の影響を強く受けている。それ故にAは、低賃金労働に陥ることに対する責任を負担させられるべきではない。そこでAには、例えば賃金を補完する所得補償や他の職業に就くための支援が提供される。しかしながら、合理的な選択能力に着目する本書の選択責任の構想は、それ単独では、Aが低賃金労働に陥ることを、Aの責任ではないと論じることはできない。なぜならばこのケースにおいては、選択肢を吟味して決定を行う選択能力には瑕疵はないからである。このケースにおいては、Aが実行可能な選択肢がそもそも、生来の障害による行為遂行能力の瑕疵によって狭められているのである。したがって、合理的能力に基づく選択責任の構想が運の平等主義を代替するような包括的な構想となるためには、行為遂行能力に着目する議論によって補完される必要がある。

しかしこれに対しては、以下のような反論が想定される。合理的能力に基づく選択責任の構想は、選択責任を減少させる自然的な不運の要素

を、運の平等主義が明確に定義することができないという問題意識に依拠している。したがって、運の平等主義が自然的不運として提示するケース全てを包摂する必要はない、という反論である。しかしながらこれに対しては、以下のような二つの再反論を提示できる。第一に、本書の選択責任の構想は、合理的な選択能力の理論によって自然的運を規定するスキームである(井上[2017: 5])。そうであるならば、自然的不運の適切な定義を提示するために、運の平等主義の魅力を支える自然的不運の代表的なケースを適切に包摂することが必要となる。第二に、本書の選択責任の構想は、正義の環境を構成する人間社会の一般的事実に応答するものである。そして、この人間社会の一般的事実には、合理的選択能力に関わる「根源的な意味での認知能力の限界性」に加えて、行為遂行能力に関わる「実際に行動を起こすときの身体能力上の困難」を抱えている人がいるという事情も含まれる(井上[2017: 193-194])。したがって、選択を行う過程に関する能力に加えて、実行可能な選択肢を規定する行為遂行能力をも踏まえた選択責任の構想を提示することが、人間社会の一般的事実に応答する際には必要となるのである。

#### IV. 合理的能力に基づく選択責任の構想と厚生への機会の平等

合理的能力に基づく選択責任の構想に対してはもう一つ、それがいかなる分配の構想を支持するのかという問いを投げかけることができる。その最有力候補となるのが、R. アーネソンの提示した厚生への機会の平等という立場である。なぜならばこの立場は、本書の第2章で批判されたドゥオーキンの資源の平等や、第3章で批判された左派リバタリアンに対して、有力な代替的構想となることが示唆されているからである(井上[2017: 80-81; 116])。そこで本節では、合理的能力に基づく選択責任の構想に依拠した

場合、厚生への機会の平等をどの程度支持しうるのであるのかを検討する。

まずは、アーネソンの厚生への機会の平等という構想を説明する。この分配の構想は、大きく分けて二つの要素によって構成される。第一の要素は、平等な選択機会の実質的な保障である。第二の要素は、選択機会の平等性の基準として、各人の主観的かつ熟慮された選好を満たすための機会を据える、厚生主義的要素である。第一の要素を詳しく説明すれば、それは、二つの施策によって選択機会の実質的な平等を保障する。まず、自らに開かれた選択肢を認識して選択肢を吟味する能力、すなわち本書が提示する合理的な選択能力にあたるものに関して、人々の間の差異を埋め合わせる(Arneson [1989: 86])。加えて、選択の対象となる行為を実現する能力、すなわち前節で述べた行為遂行能力の差異をも埋め合わせる(Arneson [1999: 488-489])。次に第二の要素に関しては、例えば18歳などのそれ以降の選択に責任を問える年齢において、各自が有している熟慮された主観的な選好を基準に、それを平等に充足できる機会を保障する(Arneson [1990: 179])。それはすなわち、理に適って期待できる選択肢の束の中で各自が同程度に合理的な選択を行った場合に、各自が主観的選好を充足できる期待値を同程度にする、そのような機会を設定する(Arneson [1989: 85-86])。

それでは、本書が提示する選択責任の構想に基づいて、厚生への機会の平等の二つの要素を支持できるのだろうか。まず、第一の要素に関しては、合理的能力に基づく選択責任の構想に依拠するならば、アーネソンの提示する選択機会の実質的な平等の内容を、より豊かなものとすることができる。それは、本書の選択責任の構想とアーネソンの分配の構想とは、双方ともが選択肢を認識・吟味して選択を行う能力に着目するところ、本書が提示する合理的な選択能

力に関する議論は、アーネソンのそれよりも詳細だからである。しかし第二の要素、すなわち、主観的な選好充足を基準にした平等な機会の保障は、合理的能力に基づく選択責任の構想だけでは、支持することができない。したがって、この第二の要素を正当化するためには、合理的な選択能力とは独立した説明が必要となる。

しかしながら、この主観的な選好の充足を基準にした平等な機会の設定は、正当化が困難である。なぜならば、充足するためにより多くの資源や努力を必要とする高価な選好を有している人がいるときに、高価な選好を充足する実質的な機会を全ての場合で保障することは理に適っていないからである。ここではまず、ある選好が高価になっている理由を区分することが重要である。例えば今、手足に生来の障害を有しているXがいたとしよう。Xが仮に海外旅行に行く選好を有していた場合、同じ海外旅行に行く選好を有している他の人よりも、Xの選好はより高価なものになる。それは、移動の手段などに関して、追加のコストが必要となるからである。このように、当人に帰責できない事情によって選好を充足する能力が低下している場合には、追加の資源の提供などによって、高価な選好をも平等に達成できる機会を設定することは、理に適っている。しかし、選好が高価になる理由としてはもう一つ、選好の対象それ自体が高価であるという理由がある。例えば今、選好を充足する平等な機会を設定する以前の段階で、月に100万円のコストがかかる名画収集の趣味を持つAと、月に3万円のコストがかかる草野球への選好を持つBがいたとする<sup>(3)</sup>。この時、Aの選好が高価であることは、選好を充足

するAの能力に由来するのではなく、Aが選好する名画の収集にかかるコストがそもそも高いことに由来する。この時、仮にAの高価な選好を満たす機会をBの安価な選好を満たす機会と平等にするならば、例えば以下のような機会が設定される。AとBの能力に基づいて理に適って期待できる最も高収入の仕事が同じ月収50万円の仕事であった場合、両者が同じ仕事をしたとしても、Aだけが名画収集を行うための追加の資源を提供される。しかし、高価な選好を満たすためのこのような追加の資源の提供は理に適っているとは言えない。

以上から、合理的能力に基づく選択責任の構想は、アーネソンの厚生への機会の平等のうち、実質的な機会の保障という要素のみを支持し、厚生主義的な機会の設定を支持することは困難である。したがって本書の選択責任の構想に依拠する場合、厚生への機会の平等とは異なる分配の構想を提示する必要がある。

## V. 結び

本稿では、以下の三つの主張が提示された。第一に、合理的能力に基づく選択責任の構想は、諸々の選択と併存する選択能力の瑕疵に着目することで、合理的な選択能力の度合いに応じて穏当な選択責任を課すことに成功している。しかし第二に、この選択責任の構想が包括的な選択責任の構想となるためには、実行可能な選択肢の幅を規定する行為遂行能力に関する議論によって補完される必要がある。最後に第三に、合理的能力に基づく選択責任の構想は、厚生への機会の平等とは異なる分配の構想を支持する必要がある。

## 註

1. 運の平等主義に対する包括的な検討を行うものとしては、Lippert-Rasmussen [2016]が詳しい。
2. 紙幅の関係で個々の戦略をとる具体的な論者には触れない。選択が介在する場合の運をどう捉えるかにつ

いてはLippert-Rasmussen [2016: 67-72]を参照。

3. この例は、安価な野球に対する選好を持つサリーと高価なピアノへの選好を持つジュディーとが登場するアーネソンのケースを、改変したものである (Arneson [1990: 189])。

## 文献

- Anderson, Elizabeth (1999) "What is the Point of Equality?" *Ethics*, 109 (2):287-337.
- Arneson, Richard (1989) "Equality and Equal Opportunity for Welfare," *Philosophical Studies*, 56: 77-93.
- (1990) "Liberalism, Distributive Subjectivism, and Equal Opportunity for Welfare," *Philosophy & Public Affairs*, 19: 158-194.
- (1999) "Equality of Opportunity for Welfare Defended and Recanted," *The Journal of Political Philosophy* 7 (4): 488-497.
- Lippert-Rasmussen, Kasper (2016) *Luck Egalitarianism*, London: Bloomsbury Publishing.
- 井上彰 (2017) 『正義・平等・責任—平等主義的正義論の新たな展開』岩波書店.